

## 台風等警報発令時の登下校ならびに解除後の授業の実施について

木曾岬町教育委員会  
令和元年 10 月改定

これまで、午後 7 時を休校判断の時刻としてきましたが、他市町の状況や登校前の混乱を避けるため、今後は午前 6 時を判断時刻とします。

ここでいう警報とは、特別警報、暴風警報、暴風雪警報、南海トラフ地震に関する情報をさします。避難指示（緊急）・避難勧告が発令された場合も同様の対応とします。

### <警報解除の時間と授業の開始時間>

警報解除の時間	授業の開始時間
<b>午前 6 時 00 分までに警報が解除された場合</b>	<b>通常通りです</b> ・給食はあります。 ・登校後は、通常の日課となります。
<b>午前 6 時 00 分を過ぎてもなお警報が解除されない場合</b>	<b>休校とします</b>

### <始業後に警報が出された場合>

できる限り早く下校させます。ただし、状況によっては、一時下校を見合わせ、学校で待機させることがあります。

### <その他の注意事項>

- 警報が解除されても登校できない時は、教育委員会（広報無線放送等）から連絡をします。また、みなさんの家に大きな被害があった時には学校へ連絡してください。（電話など連絡が不可能な時を除く）
- テレビ・ラジオ・ネットなどで最新の情報を確認してください。
- 上記以外の警報の時は、いつもと同じように登校させてください。
- すべての警報が解除されても、増水している川や池のへりに近づかないようお子さんに指導をしてください。また、積雪時などは外出を控えるなど、交通安全についても指導してください。